## 独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター 医師主導治験における治験審査委員会標準業務手順書

## 令和4年9月1日版から令和5年1月1日版への改訂 新旧対照表

新	旧
第1章 治験審査委員会	第1章 治験審査委員会
(治験審査委員会の設置及び構成)	(治験審査委員会の設置及び構成)
第3条 治験審査委員会は、院長が指名する者5名以上をもって構成する。	第3条 治験審査委員会は、院長が指名する者5名以上をもって構成する。
なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。	なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。
(1) 委員長: <u>副院長(特命副院長</u> )	(1) <b>数</b> 員長: <u>統括診療部長</u>
(2) ~ (5) 略	(2) ~ (5) 略
$2\sim4$ 略	$2\sim4$ 略
(附則)	(附則)
平成25年 5月 1日 作成	平成25年 5月 1日 作成
平成25年 7月 1日 一部改訂   平成26年 12月 1日 一部改訂	平成 2 5 年 7 月 1 日 一部改訂   平成 2 6 年 1 2 月 1 日 一部改訂
平成27年 4月 1日 一部改訂	平成27年 4月 1日 一部改訂
平成30年4月1日一部改訂	平成30年4月1日一部改訂
平成30年 7月 1日 一部改訂	平成30年 7月 1日 一部改訂
平成30年 10月1日 一部改訂	平成30年 10月1日 一部改訂
令和 4年 4月 1日 一部改訂	令和 4年 4月 1日 一部改訂
令和   4年   9月   1日   一部改訂   一令和   5年   1月   1日   一部改訂   一述   一述   一述   一述   一述   一述   一述   一	令和 4年 9月 1日 一部改訂